

資料提供(投げ込み) 令和4年4月18日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部環境保全課 (電話059-229-3140)	環境保全課長 伊藤伸一

産業廃棄物最終処分場設置に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの津市長意見について

このことについて、その内容は下記のとおりです。

記

1 経緯

株式会社TAMO環境サービス(以下「事業者」という。)が白山町垣内地内において最終処分地TAMO新設事業として計画する産業廃棄物最終処分場の設置について、三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続を行っているところ、事業者から本市に対して令和4年2月21日付けで、環境影響評価方法書に対する住民等からの意見書の写し等が送付されたことから、同条例に基づき同年4月18日付けで、当該方法書に対する環境の保全の見地からの津市長の意見を別紙のとおり事業者へ送付し、また、三重県知事に当該意見の写しを送付しました。

2 事業者

株式会社TAMO環境サービス
所在地 滋賀県近江八幡市島町1634番地

3 事業概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 事業名 | 最終処分地TAMO新設事業 |
| (2) 事業対象施設の種類 | 管理型産業廃棄物最終処分場 |
| (3) 事業実施区域の面積 | 約15.0ha(うち土地改変面積約8.1ha) |

4 三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続

(1) 環境アセスメントとは

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度です。

(2) 環境アセスメント手続のこれまでの経過

令和3年10月22日～12月6日 環境影響評価方法書の縦覧

令和3年11月7日	事業者による当該方法書の説明会
令和4年2月21日	事業者から当該方法書に対する住民等からの意見書の写し等を受理
令和4年4月18日	事業者へ津市長意見を送付し、三重県知事へ当該意見の写しを送付

(3) 今後の環境アセスメント手続

三重県知事は、環境影響評価方法書に対する津市長の意見、住民等からの意見及び事業者の見解を勘案して、事業者に当該方法書に対する環境の保全の見地からの意見を述べます。

最終処分地TAMO新設事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

今般、株式会社TAMO環境サービスにより計画された事業は、津市白山町垣内地内の山林において、対象事業実施区域面積を約15.0ヘクタール、うち改変区域面積を約8.1ヘクタール、埋立地面積を約5.1ヘクタール、埋立総容量を1,203,000立方メートルとする管理型の特定産業廃棄物最終処分場を設置しようとする事業である。

対象事業実施区域は、豊かな自然を呈する青山高原の東側中腹域にあり、同区域内には土砂の流出防止を目的とした土砂流出防備保安林がある。また、同区域の南側には古くから多くの参宮客が往来していたことが伊勢音頭にも謡い継がれている歴史ある初瀬街道が近接して通り、周辺には津市白山町南青山高原鳥獣保護区や津市白山町四季の里鳥獣保護区が存在するなど、同区域は自然及び文化的な観点から保全優先度が高い場所に位置する。なお、当該処分場の排水を放流する計画となっている垣内川は、白山町地内の主要な水田地域である八対野、稲垣、上ノ村、南出などの水利となっており、同地域は、米の栽培に適した粘土質の土壌に加え、ほ場が整備された優良農用地の地域であり、青山高原を水源とする清流を用いて地元の農家が丹念に栽培する本市の銘柄米の一つである「一志米」が生産されている地域である。さらに、垣内川が合流する雲出川は、一志地域、久居地域、津地域、香良洲地域の水田の水利となっている。

今回の環境影響評価方法書手続における縦覧期間中の住民等の意見には、処理水が流入する垣内川の水を利用することによる農業への影響を懸念する意見、廃棄物の埋立て終了後も浸出水の処理等の維持管理を長期間にわたり継続していく必要がある当該事業を不安視する意見などが多くあるほか、同手続きにおいて、方法書縦覧場所及び住民説明会の開催場所の設定が、縦覧する者等の参集の便を考慮しているとは言い難いとする意見や、これらの実施に係る周知が十分になされていないなどの意見が多く見受けられる状況である。さらに、令和3年12月5日に津市自治会連合会白山支部から本市に対して、事業計画地のある白山町垣内地区での管理型産業廃棄物最終処分場事業は、「一志米のふるさととして、青山高原からの豊かな水源と土壌のもと耕作してきた米作りに重大な影響が懸念されるため、当該地での事業を実施すべきではなく、自治会連合会白山支部としては建設を反対する」旨の要望書が提出された。加えて、

令和4年3月15日には同支部から三重県知事に対して9,083筆の反対署名が提出されている状況にもある。

産業廃棄物最終処分場は、廃棄物の適正な処理を行う上で有用な施設である。しかし、その一方で、当該事業計画に対しては、多くの地域住民から反対の意見がある。こうした状況を踏まえた上で、当該事業計画地における当該事業の特性と本市の土地利用方針との整合を勘案し、環境保全の見地から、次のとおり本事業に係る環境影響評価方法書に対する意見を述べる。

1 総論

(1) 当該事業計画に対する本市の考え

当該事業計画地一帯は、津市総合計画において「自然環境共生ゾーン」、津市都市マスタープランにおいて「自然環境保全・活用エリア」と位置付け、さらに、津市水道水源保護条例においては、水道の原水の取入れに係る区域の水質を保全するため指定している水源保護地域に該当する。このことは、当該事業計画地一帯を、都市的土地利用の抑制はもとより、多様な公益的機能を有する森林や農地を保全していくこと、さらには、これらを守るために不可欠な農村集落の機能を維持することを、将来に向けた本市の土地利用の方針として定めているものである。また、津市農業振興地域整備計画においては、当該事業計画地を含む東側（下流側）に広がる区域を中部地区とし、同地区の農業上の土地利用の方向として、今後も品質にこだわった良食味米づくりと水田を有効活用した麦・大豆等の生産の定着・拡大を推進するための農地を確保するとしている。

そうした中、特定産業廃棄物最終処分場の設置による不可逆的な土地利用の転換は、その事業特性から、同処分場が廃止されるまでの間は当然に、廃止後の跡地においても土地の形質変更等によって環境汚染が生じないよう埋め立てた廃棄物を適正かつ永続的に維持管理することが必須となるところ、危惧されている南海トラフ地震や近年頻発する集中豪雨による土砂災害、事故等に起因する汚染水漏れなどが将来発生した場合、それによる被害が広汎かつ長期化することを考慮すると、当該事業計画地における特定産業廃棄物最終処分場の設置については、垣内川下流域の農地のほか公共の福祉に与える影響が重大なものとなる。加えて、長い歴史の中で、自然環境の保全に尽力してきた地域住民の当該事業計画に対する不安は非常に大きくなっている。

以上のことを勘案し、津市としては、当該事業計画は認め難い。

なお、当該事業計画は、津市水道水源保護条例に規定する協議の対象となり、規制対象事業場（水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある事業場）と認定された場合は、設置できない。

(2) 環境影響評価に当たっての留意事項

本市としては、当該事業計画は認め難いことを述べた上で、環境影響評価を実施されるに当たっては、次のことに留意されたい。

ア 影響要因として「施設廃止後（埋立廃棄物が存在する限りにおいて永続）」を設定する必要があること

(ア) 計画事業の特性その1（処分場廃止までの間の施設の維持管理）

管理型産業廃棄物最終処分場は、埋立廃棄物で汚染された場内の浸出水を周辺環境に漏洩させない遮水構造を施す必要がある施設であり、同処分場内で生じた浸出水を公共水域へ排出する場合は、浸出水処理施設で浄化処理しなければならない施設である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）においては、公共が関与しない民間による産業廃棄物最終処分場を「特定産業廃棄物最終処分場」と規定し、同処分場に関しては、廃棄物を埋め立てた後に廃掃法に規定する廃止基準を満たすまでの間における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間に毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として独立行政法人環境再生保全機構に積み立てていくことが義務付けられている。

これは、廃棄物の最終処分場は、埋立終了後は設置者の収入がなくなる一方で、埋め立てた廃棄物による環境汚染の危険が低減するまで長期にわたって浸出水の処理等の維持管理を継続して行わなければならないという特徴を有しており、そのため長期間にわたり維持管理費用の支出のみが必要となるが、維持管理は利潤を生みだすものではないことから、企業にとっては支出に消極的になりがちな性格のものであるとともに、万一、最終処分場の設置者が倒産した場合には、何ら経済的な利益を生じない施設の維持管理を承継する者が出ることは期待しづらい。こうしたことから、最終処分場については、設置者の倒産等により維持管理が継続できなくなった場合に必要となる維持管理経費について、あらかじめ積み立てることを義務付け、最終処分場の長期的な維持管理を確保することとなっている。

なお、廃止までの期間が予測よりも長期化した場合や自然災害等により予測を上回る維持管理費用が必要となった場合は、当該維持管理積立金の額以上の財源が必要となる。

(イ) 計画事業の特性その2（施設廃止後の跡地管理）

最終処分場は、廃掃法に定める基準を満たして廃止した後も、その跡地は引き続き適正に管理されなければならない。これは、廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態であるものの、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には、地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が進行し、周辺環境に支障を与えるおそれがあるためである。なお、この土地の形質変更は、人為的なもののほか、自然災害によっても同様である。

(ウ) 特定産業廃棄物最終処分場の廃止後に想定される周辺環境への影響

特定産業廃棄物最終処分場の廃止後において、万一、事業者の倒産等により実質的に管理者が不在となった場合、そのような状態で自然災害等により処分場跡地に形質変更が生じ、周辺環境に影響を及ぼす事態が生じた場合は、適切な措置がなされず放置されてしまうことになり、その影響は地域住民が受けることになる。特に、本事業計画の場合、埋め立てられた産業廃棄物によって汚染された水等が下流河川へ流出した際には、地域農業への影響として、本市の銘柄米の一つである「一志米」が生産できなくなるだけでなく、一度汚染された土地では数年から数十年にわたり営農ができなくなることも想定され、農家の離農を発生させ、「一志米」自体の存続が危ぶまれることとなる。加えて、白山町八対野、稲垣、上ノ村、南出などの地域は、「一志米」の種苗地域でもあり、同地域で種苗が生産されない場合、その影響は当該地域にとどまらず、久居地域、一志地域、白山地域及び美杉地域と非常に広範囲への影響が予想される。なお、同地域においては、農地中間管理機構の事業を活用した上で、地域の住民が中心となって地域内の農地を集積するとともに農作物の高収益化を目指す取組がある中、このような事態が発生した場合は、農業者の営農意欲が削がれ、地域農業・地域社会が存続の危機に瀕することとなるが、そうした事態は絶対に避けられなければならない。

(エ) 施設廃止後（埋立廃棄物が存在する限りにおいて永続）に係る環境影響評価

三重県環境影響評価条例第4条第1項の規定により定められた三重県環境影響評価技術指針においては、「環境影響評価等を実施するに当たっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況を勘案し、必要な環境影響評価等の項目及び手法等を選定するものとする」とされており、「事業者は必要に応じてこの技術指針に定めた以外の項目及び手法等を選定することができる」とされている。

このことから、事業計画者は、今般計画された事業が、その計画された場所により、処分場の廃止後においても前述のとりの周辺環境へ影響を及ぼすこと、ひいては地域農業・地域社会の健全な存続という公共の福祉へ影響を及ぼすことが想定されることを十分に認識し、環境影響評価における影響要因として、「工事の実施」「施設の供用」に加えて、埋め立てた廃棄物が当該事業計画地に将来にわたり永続的に存在することによる影響に係る評価を行うための「施設廃止後（埋立廃棄物が存在する限りにおいて永続）」を追加する必要がある。そして、各影響要因において、自然災害、事故等に起因する汚染水漏れなどが発生した場合の周辺環境等への影響について、生活環境要素、自然環境要素のほか、選定した全ての環境要素に対して、科学的根拠に基づいた方法により定量的に調査、予測及び評価を行い、その影響の種類及び程度を明らかにした上で、当該環境への影響に対する施設の安全確保及び能力設定の根拠をもって防止対策の具体を示すことはもとより、防止対策を講じても、万一の事態が発生する可能性は完全には排除できないことを念頭に、環境への影響が生じてしまった場合における当該影響の確実な除去、影響からの回復及びその他補償等必要となる責務の具体が示され、それらが確実に実行されることの明確な担保が示される必要がある。

なお、これらのことについて明確な担保が示されないと判断せざるを得ない事業計画は認めることはできない。

2 各論

本意見は、三重県環境影響評価条例の規定に基づく、環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見であることを踏まえ、環境影響評価の実

施に際しての各環境要素に係る一般的な配慮事項を次のとおり列挙するので留意されたい。

なお、調査、予測及び評価については、施設の工事開始から施設廃止までの期間はもとより、最終処分場の廃止後においても、埋立された廃棄物が存在する限りにおいて永続した周辺環境への影響について、専門家等からの助言とともに、管理者、利用者、地域住民及び関係団体等の意見を踏まえ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、定量的な手法を用いた、科学的・技術的根拠を示す必要がある。

(1) 悪臭

廃棄物由来の悪臭や最終処分場の通気施設等から発生するガスに含まれる悪臭物質による影響。

(2) 水質

ア 対象事業実施区域からの排水を放流する計画となっている垣内川は、市内南部の給水区域の水源である雲出川に流入する流域河川であるため、当該事業の影響による水道水源への影響。

イ 垣内地区を含む周辺の住居地には、井戸水の利用があるとの住民意見があることから、地域への聞き取り等による適切な調査場所の選定と事業の実施が井戸水の水質及び水位に与える影響。

ウ 処理排水の放流先である垣内川の下流域には、農業用水として多くの農業者が利水している状況にあることから、稲作等の水田農業に対する影響。

なお、同水利権者との十分な調査地点及び調査項目の協議が必要。

(3) 地形及び地質

環境影響評価方法書に対する住民等からの意見書には、近年増加している集中豪雨や地震の発生等における本事業の実施による地形及び地質への影響を懸念する意見が多く寄せられている状況にあり、また対象事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地が存在しているなど、土砂災害防止に十分配慮する区域でもある。このことから、事業実施に係る土砂災害等が周辺の集落等へ与える影響。

(4) 陸生動物

ア 既存文献での確認記録等からも対象事業実施区域周辺は、クマタカ等の希少猛禽類が存在する可能性もあることから、事業の実施に伴い行動圏が減少することによる鳥類の繁殖等への影響。

イ 対象事業実施区域周辺の中山間地域では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農作物への被害が多く発生している状況であり、方法書に対する住民等からの意見書においても、事業の実施に伴う獣害被害の増加を懸念する声が多数寄せられている。このことからニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の行動圏及び動向を踏まえた地域の農林業等への影響。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺が生息域である可能性のある、文化財保護法による国指定特別天然記念物のカモシカ、国指定天然記念物のヤマネ等への影響。

なお、調査、予測及び評価においては当該地域における生息状況に精通した専門家等からの助言を踏まえ、適切に行うことが必要。

(5) 水生生物

対象事業実施区域及びその周辺の河川に生息している可能性がある国指定天然記念物のネコギギへの影響。

なお、生息状況等の調査、予測及び評価においては、三重県『天然記念物ネコギギ保護管理指針2021』（2022年3月）に基づき適切に行うことが必要。

(6) 景観

対象事業実施区域の周辺には、東海自然歩道、滝見台、布引の滝、初瀬街道など景観資源が存在することから、ハイカー等の観光客にも配慮した景観地点の選定と、選定した景観地点への影響。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺には、東青山四季の里、東海自然歩道、滝見台、布引の滝など観光客に親しまれる観光資源が存在する。本事業の実施により「自然の中での癒し」を求める観光客らに対して違和感を与えるなど、人と自然との触れ合いの活動の場として影響が懸念される。このことから、事業がハイカー等の利用者へ与える影響。

(8) 歴史、文化

対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地等は確認されていないが、初瀬街道が国道165号との間に介在している。当該街道は、伊勢参宮道として古くから知られ、歴史、文化的な価値を有する街道として親しまれている。このことから、事業が同街道の歴史、文化的な価値に与える影響。